佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年12月21日

佐賀県公安委員会委員長 香 月 道 生

佐賀県公安委員会規則第13号

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成18年佐賀県公安委員会規則第5号)の一部を 次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該
各号に定めるところによる。	各号に定めるところによる。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 電子証明書 次に掲げるものをいう。	(3) 電子証明書 次に掲げるものをいう。
ア 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平	ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業
成14年法律第153号)第3条第1項に規定する <u>電子証明書</u>	<u>務に関する法律</u> (平成14年法律第153号)第3条第1項に規定
	する <u>署名用電子証明書</u>
イ・ウ 略	イ・ウ 略
2 略	2 略

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。